

茨城県土木部が発注する業務・工事におけるオンライン電子納品試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子納品の運用の効率化を目的として、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行う運用（以下、「オンライン電子納品」という。）の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) オンライン電子納品

電子成果品をインターネットを介してオンライン電子納品システムへ納品することをいう。

(2) オンライン電子納品システム

オンライン電子納品機能と保管管理機能を備えたシステムのことをいう。

(対象)

第3条 オンライン電子納品は、茨城県電子納品ガイドラインに定める電子納品対象業務・工事のうち、以下の業務・工事を対象とする。ただし、業務・工事の特性上、オンライン電子納品の実施が適当でないと発注者が判断したものについては、従前の紙媒体等での納品を行うこととし、対象外とすることができる。

(1) 業務：用地測量、補償調査を除く全ての業務

(2) 工事：予定価格3千万円以上の工事

その外に茨城県電子納品ガイドライン 1-6 に基づき完成図面を電子納品対象とする工事（重要構造物を施工する工事）は原則対象とする。

2 工事におけるオンライン電子納品の実施に関しては、前項第2号に規定する工事以外においても、受注者が希望する場合は実施することができる。

(実施手続)

第4条 対象業務・工事は、特記仕様書にオンライン電子納品の対象である旨を明示する。

(利用システム)

第5条 オンライン電子納品は、（一社）社会基盤情報流通推進協議会の運営するシステム「My City Construction」（以下、「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。

参考 URL : <https://mycityconstruction.jp>

(実施手順)

第6条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

(1) 事前協議

電子納品事前協議チェックシートにオンライン電子納品の対象と記載する。

(2) ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェッカーを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。工期内に発注者の承認を受けること。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合は、差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 登録確認書類

受注者は、オンライン電子納品の登録証明書（電子成果登録証明書）を発注者に紙媒体で提出する。

(6) 検査

検査は、オンライン電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、システム閲覧用の機器の準備は、原則として受注者が準備する。

(7) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(システム登録時の留意事項)

第7条 電子成果品は、茨城県電子納品ガイドラインに基づき作成するものとするが、以下に留意する。

(1) 設計書コード

設計書コードは、11桁の業務・工事番号で記入する。

(例：06-00-000-0-001 の場合、設計書コード 06000000001)

(2) 業務・工事名称

業務・工事名称を記入する。また、重要構造物にかかわる業務・工事の場合は、業務・工事名称の後に、「【重要構造物】」と追記する。

(例：06 国補地道 06-00-000-0-001 号 ○○工事 【重要構造物】)

※重要構造物とは、建設工事必携（茨城県土木部茨城県企業局）茨城県土木工事出来形及び品質の規格値に記載の定義を参考とすること。

(3) フォルダ構成

ルート直下を電子納品のフォルダ構成とする。ディスク毎に分割されたフォルダ構成としない。

(システム上におけるデータの取扱い)

第8条 オンライン電子納品システム上における電子成果品の取扱い（同システム上の設定）については、原則「非公開」とする。

(成果品)

第9条 オンライン電子納品を実施する場合の業務・工事における成果品は、電子媒体（CD-R等）1部及びオンライン電子納品を標準とする。

(オンライン電子納品に係る費用)

第10条 オンライン電子納品に係る費用は、下記のとおりとする。なお、第8条に規定する成果品の作成に加えて、従前の紙媒体での成果品の納品を求めることのないよう留意すること。

(1) 業務：「間接原価」等に含まれる。

(2) 工事：「共通仮設費（技術管理費）」に含まれる。

附則

この試行要領は、令和4年11月22日から施行する。

附則

この試行要領は、令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う業務・工事等に適用する。

附則

この試行要領は、令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う業務・工事等に適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

要領第3条1項の規定により発注する業務・工事

第〇〇条 オンライン電子納品対象工事

- 1 この業務（工事）は、茨城県土木部が発注する業務・工事におけるオンライン電子納品
試行要領（以下、「要領」）第3条第1項に基づくオンライン電子納品の対象業務（工事）
である。
- 2 実施にあたっては「要領」に基づくものとする。この「要領」は、茨城県土木部検査指
導課のホームページから入手できる。
(~~~~掲載アドレス記載~~~~)
- 3 オンライン電子納品は、(一社)社会基盤情報流通推進協議会の運営するシステム「My
City Construction」（以下、「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。
参考 URL : <https://mycityconstruction.jp>
- 4 オンライン電子納品を実施する場合の、業務（工事）における成果品は、要領第9条に
定めるものとする。